

様式 1

申請に対する処分		番 号	H0001
担当課名	建築指導課		
法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号)		
根拠条項	法第 5 条第 1 項から第 7 項		
許認可等の概要	長期優良住宅の認定		
<p>審査基準 (設定しない場合はその理由)</p> <p>居住環境、災害配慮及び資金計画に関する別添の審査基準のほか、以下の法令の規定により審査を行う。</p> <p>(判断基準関連条項)</p> <p>法第 6 条第 1 項各号、第 8 項</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 5 条の 2</p> <p>長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準 (平成 21 年国土交通省告示第 209 号)</p> <p>法第 6 条第 2 項の申し出により建築確認申請を併せて行う場合は、標準処理期間に、当該計画に対して建築基準法において定められた審査期間を加算する。</p>			
<p>標準処理期間 (策定しない場合はその理由)</p> <p>確認書等を添付した場合 7 日</p> <p>確認書等を添付しない場合 28 日</p>			
処分権者	市長		
基準設定・変更日	6/4/2009 (設定)、 10/1/2022 (変更)		

申請に対する処分 審査基準別添

長期優良住宅建築等計画の認定 居住環境、災害配慮及び資金計画に関する基準

1 居住環境について

地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものとして、以下の基準を満たすこと。

- (1) 住宅又は住宅を含む建築物が都市計画施設の区域内に存しないこと、また敷地が都市計画施設の区域内に存する場合は、都市計画施設が施行された時点においても、建築基準法への適合性が確保されること。
- (2) 地区計画の区域内においては、地区整備計画で定められた建築物等に関する事項に適合すること。（数値等で規定された事項に限る。）
- (3) 再開発事業区域内（工事完了公告後を除く。）においては、施設建築物であること。
- (4) 都市区画整理事業区域内（換地処分公告後を除く。）においては、仮換地の敷地における住宅であること。

2 災害配慮について

自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものとして、以下の基準を満たすこと。

- (1) 申請に係る住宅が、次に掲げる区域内に存しないこと。ただし、擁壁設置等の対策工事や地形の変更等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合を除く。
 - ① 土砂災害特別警戒区域
 - ② 地すべり防止区域
 - ③ 急傾斜地崩壊危険区域

3 資金計画について

以下の基準を満たすこと。

- (1) 建築に係る資金計画には、建築に要する費用（概算額で可）が記載されており、その額が不適切でないこと。

様式 1

申請に対する処分		番 号	H0002
担当課名	建築指導課		
法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号)		
根拠条項	法第 8 条第 1 項 (第 9 条第 1 項による申請を含む。)		
許認可等の概要	長期優良住宅の変更認定		
<p>審査基準 (設定しない場合はその理由)</p> <p>法第 5 条第 1 項から第 7 項の認定申請に対する認定基準と同じ。</p> <p>標準処理期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲受人の決定のみの変更の場合 7 日 ・それ以外の場合 (確認書等を添付したもの又は長期使用構造等の基準に係る変更を要しない住宅に限る) 7 日 ・それ以外の場合 (上記以外) 28 日 <p>ただし、建築確認申請を併せて行う場合は、当該計画に対して建築基準法において定められた審査期間を加算する。</p>			
標準処理期間 (策定しない場合はその理由)			
処分権者	市長		
基準設定・変更日	6/4/2009 (設定)、 10/1/2022 (変更)		

様式 1

申請に対する処分		番 号	H0003
担当課名	建築指導課		
法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号)		
根拠条項	法第 10 条		
許認可等の概要	長期優良住宅に係る地位の承継の承認		
<p>審査基準 (設定しない場合はその理由)</p> <p>申請者が法第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げるものであること。</p>			
<p>標準処理期間 (策定しない場合はその理由)</p> <p>7 日</p>			
処分権者	市長		
基準設定・変更日	6/4/2009 (設定)、 10/1/2022 (変更)		

様式 1

申請に対する処分		番 号	H0004
担当課名	建築指導課		
法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号)		
根拠条項	法第 18 条第 1 項		
許認可等の概要	長期優良住宅の容積率に関する特例許可		
<p>審査基準 (設定しない場合はその理由)</p> <p>下記基準により審査を行う。</p> <p>高松市総合設計制度運用基準</p> <p>(参考)</p> <p>総合設計許可準則 (S49.9.1 住街発第 48 号、最終改正 : R3.10.20 国住街第 157 号)</p>			
<p>標準処理期間 (策定しない場合はその理由)</p> <p>受理した日から 60 日以内</p>			
処分権者	市長		
基準設定・変更日	2/20/2022 (設定)、 (変更)		